

平成29年度第1回行財政改革審議会会議録

日 時

平成29年5月25日（木）午後3時～午後5時

場 所

流山市役所第1庁舎4階 第一・第二委員会室

出席委員

浅川委員・平野委員・洞下委員・熊坂委員・高櫻委員
梶間委員・野村委員・森委員・神田委員・石合委員

傍聴者

2名

欠席委員

近藤委員・高橋委員・井田委員

関係部署

財政調整課（安井財政部長、秋元次長、福吉課長補佐）

事務局

山田総合政策部長
内情報政策・改革改善課長
深津情報政策・改革改善課長補佐、稲村主査、竹中主事

議題

流山市健全財政維持条例（案）について

内容

別添議事録（概要）のとおり

添付資料

- 【資料1】 答申（案）
- 【資料2】 他市の状況
- 【資料外】 第4回意見シート

議事録（概要）

（野村会長）

それでは、定刻となりましたが、会議を開催する前に、4月1日付けの人事異動がありましたので、事務局より紹介願います。

（事務局）

事務局の山田です。

まず、開会に先立ちまして、平成29年4月1日付けの機構改革により、事務局であります行政改革推進課が、情報政策・改革改善課となりましたので、ご報告します。

また、平成29年4月1日付けで着任した職員を紹介させていただきます。

職員紹介

（野村会長）

ありがとうございます。皆様よろしく申し上げます。

ただ今から平成29年度第1回流山市行財政改革審議会を開催いたします。

なお、予めご報告申し上げますが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定しており、2名の傍聴人が入っているので、予めご了承頂きたいと思えます。

次に、傍聴者より、録音したい旨の申し入れがあり、会長においてこれを許可しましたので、御了承願います。

本日の出席者をご報告します。出席委員10名、欠席委員3名であり、委員の半数以上の出席がございますので、流山市行財政改革審議会条例の規定に則り、会議は成立していることをご報告いたします。

さっそく、次第に沿って、進めさせていただきます。

次第1についてですが、本日の進行について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

まず資料を確認します。

資料の確認

それでは、本日の進行について説明させていただきます。

次第1 諮問事項についてですが、初めに、委員から意見のあったことを踏まえて、財政調整課から説明させていただきます。

次に、委員の方からご意見をいただきまして、答申（案）をプロジェクターで投影し、意見を集約し答申（案）を修正してまいります。

次に、次第2 流山市行財政改革・改善プランの取組みについて、情報政策・改革改善課から報告させていただきます。

（野村会長）

承知しました。それでは、審議を進めていきたいと思えます。

はじめに、事前に委員から提出された意見書について、財政調整課から説明をお願いします。

（財政調整課）

それでは皆様から頂いた意見シートに対する財政調整課の考えと、他市の状況について説明します。

◎逐条解説に関しては、市民によりわかり易いものにするべき

パブリックコメントの実施に向けて、神田委員の意見も取り入れてわかり易いものに修正していきたいと考えています。

◎議会、市民の責務を謳うべきではないか。（自治基本条例上の責務同様、市民自治の観点から議会、市民の責務を加えるべきでは）

流山市自治基本条例では、「市政への参加」にあたっては、「市民等が自らの発言と行動に責任を持つこと」を規定しています。

健全財政条例では、全12団体中、4団体で、市民の責務として、「市民は、行政サービスによって得られるサービスが、市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。」と規定しています。

これは、恐らく、最初に健全財政条例を制定した、多治見市の例を参考にしたものと考えられます。

流山市自治基本条例で規定している「市民の責務」は、市政への参加にあたっての、市民の責務を規定しているので、わかり易いと考えますが、市の財政の健全性を維持していくことと、市民の責務との関係は、一般の市民の方には、理解しにくいのではないのでしょうか。

市民の責務を規定しても、「財政の健全維持は行政が行うもので、市民に責任は無い。」と考える方が多いと思われれます。

逐条解説によれば、多治見市は、「財政錯覚」の解消のために、市民の責務を規定しています。

「財政錯覚」とは、行政サービスにおける受益と税等の負担の関係が見えづらいことから、この関係が見失われることをいい、負担の水準を意識することなく行政サービスの増大を求める傾向が生まれて、結果として財政を悪化させる背景となる、と解説されています。

こういうことはありがちな事と認識はしますが、一方で、市の財政運営に対する市民の声を規制すること、と捉えられる恐れもあるので、現時点では、市民の責務を規定することは考えていません。

議会の責務については、条例で規定している横浜市と多治見市のように、予算の議決、決算の認定を行うということを規定すると考えられますが、この事だけであれば、本条例に規定しなくとも、地方自治法96条に規定があります。

本条例の制定目的は、健全な財政を維持するため、首長の行動をルール化することと考えております。更に予算の編成権は首長に委任されていることから、本市では、市民及び議会の責務に関しては、条例に規定しないこととするものです。

◎財政計画の見直しについて

現時点では、実施計画において、財政計画を毎年見直すことを考えています。このことを含め、次期の基本計画・実施計画の基本的な考え方を、今後、議会に示してまいります。

このため、本条例に財政計画の見直しについて規定することはできませんので、ご了承ください。

◎早期警戒基準を「上回る場合」ではなく、「上回ると見込まれる場合」とするべきでは

実質公債費率と将来負担比率は、決算の数値に基づいて算出されます。これらの指標は、予算段階で算出する事が困難である指標であり、推計した数値を用いる場合、政策判断を誤らせる恐れがあります。

更に、本市の定めた「早期警戒基準」は、国が示す「早期健全化基準」の2分の1としており、余裕のある段階での方針変更ができるため、決算数値が出た年度に直ちに「財政維持計画」を策定して対応すれば財政の健全性の維持は十分可能であると考えます。

このため、原案のままにしたいと考えます。

◎財政見通しと健全財政維持条例

財政見通しと条例の関係ですが、長期的な財政見通しのとおり、財政運営ができるのであれば、この条例は必要がなくなります。

なぜなら、将来、財政が健全でなくなることが予測できるのであれば、そうならない財政計画を立てて、運営すれば良いことになります。

また、先ほどの議会の責務の繰り返しになりますが、毎年度の予算は、議会の議決が必要ですから、議会のチェックが入ります。

このようなことから、普通の財政運営を行ってれば、財政状況が深刻に悪化することは無いと考えられます。

人口が増加している流山市では、社会基盤の整備が必要ですから、地方債の発行も増加しています。

昨年度の第3回審議会でお配りした資料にありますが、相当の額の地方債を発行しない限り、財政状況は悪化しません。

しかしながら、人口増加がいつまでも続くわけではありませんし、過去のリーマンショックのように、いつ経済状況が急変するかわかりません。

地方債の発行が増加している状況で、金利の上昇が起きれば、財政負担の増加は避けられません。

財政状況が健全なうちに、こうした社会情勢の変化に伴い、将来的に財政状況の見通しが不透明になるリスクに備え、国の財政健全化法の基準より厳しい指標によって、財政状況が著しく悪化しないようにするのが、本条例の目的です。

以上で説明を終わります。

(野村会長)

財政調整課の説明は、十分わかりました。今、ご説明があったものも、委員からの質疑なり何なりに対する回答ということで議事に残しておいていただきたいと思います。

それでは答申案について審議をしたいと思います。準備のため暫時休憩とします。

準備

(野村会長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

プロジェクターに投影したのは、事前にお配りした「流山市健全財政維持条例（案）の制定について（答申）」の案となります。

説明

(森委員)

最初に、1背景ですが、外形的事実としてこういうことがあると書かれていますが、市長から諮問を受けて審議会が答申する内容にしては違和感があります。

単にこういうことがありますということでは無くて、「制定された」の後に、例えば、「こうした社会状況の変化を背景として、人口増加に伴う都市基盤整備と市民ニーズに対応するための様々な事業計画を有する本市としても、将来にわたる財政の健全性の担保を目的として、法的拘束力のある条例の制定が必要と認識される。」とか、そういうことを書くべきではないのか。ここに単にひとつの事実を書くのは、おかしいと思います。

(野村会長)

私もそう思います。事務局いかがですか。

(事務局)

こちらは、事務局のたたき台ということなので、審議会委員の方々のご意見で作っていただければと思います。

(野村会長)

今、森委員から「1背景」のところのお話があって、私も森委員の意見に非常に同意するものがあります。

(平野委員)

とてもいい文面を提案していただいたと思います。「2流山市の財政状況」では、最後のところに、「健全性が保たれていると考えられる。」この一文が入ることに意味がある訳ですよ。

言葉としてわからないのが、下から3行目「流山市の財政状況は、財政白書において」と「他の主要な財政指標において」と、「おいて」が2回続けて出てくるが、この財政白書においてというのは、どう意味で使われたことなのか、確認したいと思います。

(森委員)

「流山市の財政状況は、健全性が保たれている」ということが主旨だと思いますが、財政白書云々というのを明記しないのであれば、財政白書に書かれている「近隣ならびに同規模の他都市と比較しても、国の健全化法に基づく指標はもとより、他の主要な財政指標においても、健全性が保たれていると考えられる。」のような表現になるのでしょうか。

(平野委員)

「財政白書において」は削ってしまってもいいような気がします。後ろの健全化云々の言葉で足りるのかなと思います。

(野村会長)

あくまで市長に対しての答申ですから、財政白書云々というのは省いてもよろしいのではないのでしょうか。

(梶間委員)

なぜ2分の1にするのかというのを含めて、流山市としての具体的な背景を出さないと、市民に対する説得力が弱い感じがします。

(森委員)

流山市の背景については、試案では抽象的表現ですが、「人口増加に伴う都市基盤整備と、市民ニーズに対応するため」と明記してみました。法的拘束力という表現を用いたのは、2分の1という数値基準を行政側が強く意識されているので、あえて書いてみたのですが。

(洞下委員)

法的というのと、違反した時に何か罰則がある。条例には罰則はないので、法的拘束力はないのではと思います。

(森委員)

厳密には法的拘束力がないのなら、「強い拘束性のある」というような表現でもいいと思います。

(平野委員)

「一定の拘束力がある」という表現も一案かと思います。

(森委員)

議論の中では市長が代わってもという話もあり、事務局としては、拘束性を強く意識されていると理解しております。

(洞下委員)

「一定の」を付け加えた方が良くと思います。

(森委員)

「拘束力」じゃなく、「拘束性」でも良いと思います。

(野村会長)

では、そうしましょうか。

(神田委員)

条例そのものが拘束力を持つものであれば、一定の云々という表現はいらなくて、単なる条例の制定だけで、すっきりしませんか。その条例そのものに拘束力があるのだの、一定の云々という表現は、私は必要ないように感じます。

(森委員)

先程申し上げたように、事務局の説明と今までの議論の流れの中で、なぜこれをあえて条例化するか、2分の1という基準を設けるかは、市長が代わっても強く拘束するということだったのかなと、私は理解した訳です。

(野村会長)

神田委員のご意見を取れば、拘束力云々じゃなくて、ひとつは市としての法整備の一環でこの条例を策定するということ。要は曖昧なものを明確にするという位置付けではないかと。森委員が仰るのは、単に条例というよりは、あえて拘束力があるという言い方を含めたいというご意見だと思います。

(高櫻委員)

私は条例の制定だけでいいのではと思います。

気になるのは、「夕張市」と入れるべきかどうか。「平成18年に国内で財政破たんが明らかになった」ということは国民全部が知っている話なので、特定の名称を入れるよりは「国内で」の方が良いのではないかと。

(洞下委員)

でも、今の健全化法では足りないということが原点な訳ですよ。足りないから流山市独自でそれよりもっと狭めていく訳ですよ。それが悪化している時にそのまま健全化法のルールよりも強ければ埋まってしまう訳ですから、なにかその意識付けの言葉を入れておいた方が良くと思います。森委員の言っている拘束力というのは大事な言葉なのかなと感じます。

(野村会長)

拘束力云々というのは、神田委員のご意見もありますし、高櫻委員が言われたように、拘束力という言葉を入れるということにしたいと思いますが、よろしいですか。夕張市の件に関しては、かなり背景として分厚く書かれておりますが、その辺はいかがでしょうか。

(浅川委員)

比較という観点から他市に比べ本市は、人口増加や市民ニーズの増加が大きいということから、健全性の担保がより重要であることをクリアにするために夕張市のことを出していらっしやると理解しました。より一層、2分の1という値を出す強い根拠となっているので、これで良いと思います。

(石合委員)

追加いただいたところに関しては、問題ないと思っています。夕張市というところに関しては、記載した方がよりイメージが湧きますし、このままの方がいいのかなと感じます。

(野村会長)

では、このままとします。

(神田委員)

細かくて申し訳ないですが。この場合は、「当市」ですか。それとも「本市」ですか。

(事務局)

一般報告等では「本市」がよく使われます。

(野村会長)

では、「本市」に変えましょう。それでは「1背景」はこれでよろしいですか。

「2流山市の財政状況」に移りますか。先程の、「財政白書において」というのは削るということによろしいですか。

2については以上とします。

次に「3 流山市健全財政維持条例」について、ご意見ありますか。

(森委員)

(1)の目的について、この条例を定める目的は、いち早く財政再建に取り組む事を規定することによって、厳格な姿勢を明確にする事ではないかと思えます。であれば最後の終わり方が「いち早く財政再建に取り組むことを規定している」という表現よりは、「規定し、より厳格な姿勢を明確にすべきと考える」の方が良いのではないのでしょうか。

(野村会長)

では(2)流山市自治基本条例との関係についてはいかがですか。

(森委員)

関係について事実だけを述べるのではなくて、最後に「本条例案は、これらの基本条例の規定がより確実に履行されることを目的として制定するものである」というのを追加してはどうでしょうか。

(洞下委員)

例えば、関係性だというのであれば、基本条例が改正になった場合には、この時に合わせて変えるべきだというような意見だとかを付け加えると面白いかもしれない。この基本条例との関係が深い訳ですよ。基本条例と連携している訳で、この連携作用が無くなる場合もある訳ですよ。例えば、他の自治体が急激にいろんな条例の基準を明確にしてきたが、流山市は一向に変えないで、1回作ったままをずっと見直しがされないような状態であっては困る訳です。そういうのをいつ見直していくのか。基本条例が変わった時には必ず見直すべきであるとかいう規定が必要なのかと思えます。

(森委員)

(2)の意図は、流山市には自治基本条例があって、そこできちんと財政のことも、市長の責務として書かれていると言いたいのでしょうか。

(事務局)

自治基本条例との関係性がベースになっていますという意味合いです。

(野村会長)

自治基本条例が条例案のベースとなっているということですね。洞下委員が言われたことは、基本条例が変われば、当然こちらも変えるということで、あえてこの中に入れなくても良いのではと思いますが、いかがですか。

(梶間委員)

基本条例というのは流山市の憲法だというようなことになっているので、きちんと入れておかないといけないのではないのでしょうか。それが上にあって、こういう話が出てきているのだから、そこら辺の関係性はきちんと押さえておくことは必要なのではないのでしょうか。

(野村会長)

維持条例の第1章のところを謳われているので、これでカバーされているのではないかという気がします。基本条例の第23条の規定に基づき云々となっていますが、今、仰っていることはもっともだと思います。

(森委員)

我々が答申する案なので、我々が何を言いたいかということが重要です。

(野村会長)

(2)は原案のままでいきましょう。

次に(3)について、ご意見をお願いします。

(浅川委員)

最後の2行「より市民にわかり易く説明する必要があるものと思料しており、さらなる解説の充実について要望するものである」ですが、先程、(2)の最後に「公開性」という言葉があって、ここと繋がっていると読みました。

先程、健全性は市が担保するもので市民と議会の責務は条例には規定しないという説明がありました。市には、市民の財政への関心とかを育てる必要もあると思います。

ですから、「より市民にわかり易く説明すると共に市民の財政状況への理解を深める様々な手段を講じる必要がある」と書き加えたいと思います。

(野村会長)

今後条例案をまとめていく上で、なぜ2分の1なのか等が、きちんとわかり易く説明されることが委員の願いではないかと思えます。わかり易くということと、公開ということをあえて入れたいということを含めて、「より市民にわかり易く説明すると共に市民の財政状況への理解を深める様々な手段を講じる必要がある」としてはどうでしょうか。

(森委員)

会長の意見の通り、市民の責務をやっぱり謳うべきではないかと思えます。市民は市の財政に対して、より理解を深め、関心を持つことが責務であり、条例に本来は謳うべきだと思うのですが、明記しないのであれば、浅川委員が仰ったように文章の流れの中ではっきりと表現したほうが良いのではないかと思えます。

なお議会は職務上の責務を元々負っていて、予算と決算を議決する訳ですから、責務については謳う必要はないと思います。

(野村会長)

関心を高めておいて、市民にも責任があるということ、この中に盛り込む方が良いのでは。

あまり文章が長くなるようであれば、文章をもうひとつ加えますか。

(平野委員)

「本審議会は二つのことを求める」とし、一つ目を「2分の1の話」、二つ目を「市民への関心を高める話」で、完全に二つの文章に分けてしまうのはどうでしょうか。

(森委員)

では、「財政方針及び財政状況をより深く理解し、行政サービスが市民の相応の負担によって成り立っていることを～」としてはどうでしょうか。

(洞下委員)

指標をこの二つにしたという理由を、市民が知る必要があるのではないのでしょうか。

「健全化法において定められている「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を判断指標として採用し」と2行目にありますが、採用した理由が書かれていないとわかりません。

(野村会長)

財政白書にも、今回の審議会の最初の資料にも説明はあります。それも含めて市民にわかり易く、2分の1の根拠と、なぜ二つの指標なのかということを、今後の条例の説明の中にきちんと入れていただかなくては困るというのが我々の意見です。洞下委員の意見に関して、事務局はよろしいですか。

(事務局)

はい。

(野村会長)

詰まるところは、アで2分の1だとか、流山の基準の根拠というのは明確に伝わるということですね。イで、関心を高め、理解を深めることが重要だと思います。

(神田委員)

私は原案を活かしたいと思っています。「より市民にわかり易く説明する必要があるものと思料しており、さらなる解説の充実に」の後に浅川委員が仰った「市民の財政方針及び財政状況への理解と関心を高める様々な取り組みを要望する」その「要望する」という点を解説の充実と市民への取り組みのそれを私達審議会としては要望するというを最後にきちんと書けば、アとイに分ける必要はないと考えます。原案に足

りなかったのは浅川委員の仰る市民への理解と関心という部分がきちんと入れば、収まると思います。

(神田委員)

「2分の1を選択した具体的な根拠や妥当性について、より市民にわかりやすく説明する必要があるものと当審議会では思料する」そして、次に求めるのは、「更なる解説の充実」です。

(野村会長)

アとイに分けたのは、平野委員のご意見も含めて、よりわかり易くした訳です。文章としてはいずれにしても二つになって、上が2分の1絡みの話で、下がイに相当する話となります。

(森委員)

審議会としては、非常に厳しく、実効性の高い規定となっているこの条例案を評価した上で、次の2点をさらに要望したいという流れがよいと思います。

(野村会長)

アとイという形にしておくとして、神田委員のご意見を受けて、もう一度アに相当する部分の文章を練り直した方がいいのではないかと考えたのですが。

(神田委員)

こういうのは市民がお読みになる時に本当にわかり易いということが大事なのですが、あまりにも長いと、はっきり言って何を書いているかわからなくなるというところがあります。私個人としてはアイウと分けるよりは、そこに含みを持たせてというような感じを考えたのですが、アとイに分けていただいて結構です。

(野村会長)

神田委員のご意見も取り入れて、アに相当する部分について、中身を変えた方がいいのではないかと思います。

(熊坂委員)

アはこれで決まりですか。

(野村会長)

はい。今、私が申し上げました通り、修正かけて直していただいたものをメールで至急委員に送っていただいて、もう一度最終確認をしていただいて、修正すべき部分があれば連絡するというところで。

(熊坂委員)

それでは遑って恐縮なのですが、3(1)について「財政状況が悪化した場合、健全化法により、指標が一定の基準に達すると」わかりにくい文章なので、もう少しすっきりしないのかなと。指標が一定の基準に達するということが、財政状況が悪化するということですか。

(森委員)

文章的に「～により」が2か所出てくるので、どちらかは「健全化法に基づき」などにして、後に持ってきた方がいいのでは。

(熊坂委員)

それであれば、わかり易くなりますね。

(野村会長)

わかりました。今のところも修正してください。

(神田委員)

最後のイのところ。「市の財政方針及び財政状況への市民の理解と関心を高める様々な取組みや更なる解説の充実に努めること」ということで、「～を行う必要があるものと思料しており」はいらなないと思います。

(野村会長)

そうですね。修正しましょう。

ということで、最終確認をメールですということですのでよろしいでしょうか。後の段取りは事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

市長への答申の手交式の日時は、市長並びに野村会長、高橋副会長のご都合に合わせて決定させていただきたいと考えております。日程等が決まり次第、委員の皆様にご連絡いたします。軽微な修正については、会長・副会長に一任するというところでよろしいでしょうか。

次に、次第２．流山市行財政改革・改善プランの取組みについて、情報政策・改革改善課から報告させていただきたいと思っております。

(野村会長)

それでは、２ 流山市行財政改革・改善プランの取組みについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それではご報告いたします。

報告

(野村会長)

ただいま事務局より報告がありました。質問はありませんか。

今日ご説明いただいたのは、今後の審議に繋がるのですか。それとも、ご報告というだけで受け取ってよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。今回は報告となります。

(梶間委員)

ひとつだけ言いたいのですが。市には労働安全衛生委員会というのがあるじゃないですか。カイゼンというのは安全衛生委員会とリンクするような内容のものが多いたと思いますので、そこら辺の連携や報告はちゃんとやっていただきたい。

(野村会長)

今日のテーマではありませんが、ご意見が出ましたので。そういうことでよろしくをお願いします。

(事務局)

検討させていただきます。

(野村会長)

今後について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

本日の修正案について、欠席の委員の方々も含め、メールで通知いたします。もし、お気づきの点があれば、ご連絡頂ければと思います。

流山市健全財政維持条例(案)の審議については今回が最後という形になります。今後の審議会についてですが、市長から諮問がありましたら、皆様と日程調整のうえ、開催させていただきたいと考えております。

(野村会長)

健全財政維持条例に関しては、必要に応じてご報告いただいて、我々で意見を言えるものだったらという風に思っていますので、よろしく願いいたします。

(梶間委員)

直近の議会とかは考えてないのですか。いつ頃提案するとか。

(事務局)

12月議会に上程します。

(野村会長)

今年度中に議会に上程し、それが来年4月1日からの施行を目指している訳ですね。

それでは、平成29年度第1回行財政改革審議会を終了します。

皆さん、お疲れ様でした。

以上